

議員提出議案第 1 号

福岡市議会委員会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成31年3月13日

福岡市議会

議長 川上晋平様

提出者 福岡市議会議員

鬼塚昌宏

大坪真由美

福田まもる

とみなが正博

熊谷敦子

田中しんすけ

津田信太郎

今林ひであき

山口剛司

森あや子

倉元達朗

大森一馬

阿部真之助

大石修二

浜崎太郎

近藤里美

理由

この条例案を提出したのは、委員会の公開性を向上させるため、常任委員会の名称、委員定数及び所管を改める必要があるによる。

福岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

福岡市議会委員会条例（昭和33年福岡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項各号を次のように改める。

(1) 総務財政委員会 12人

ア 市長室の主管に属する事項

イ 総務企画局の主管に属する事項

ウ 財政局の主管に属する事項

エ 市民局の主管に属する事項

オ 会計室の主管に属する事項

カ 他の委員会の所管に属しない事項

(2) 教育子ども委員会 13人

ア 子ども未来局の主管に属する事項

イ 教育委員会の主管に属する事項

(3) 経済振興委員会 12人

ア 経済観光文化局の主管に属する事項

イ 農林水産局の主管に属する事項

ウ 港湾空港局の主管に属する事項

エ 農業委員会の主管に属する事項

(4) 福祉都市委員会 13人

ア 保健福祉局の主管に属する事項

イ 住宅都市局の主管に属する事項

(5) 生活環境委員会 12人

- ア 環境局の主管に属する事項
- イ 道路下水道局の主管に属する事項
- ウ 消防局の主管に属する事項
- エ 水道局の主管に属する事項
- オ 交通局の主管に属する事項

附 則

この条例は、公布の日以後最初に行われる福岡市議会の議員の一般選挙により選出される議員の任期の開始の日から施行する。